

Wellset

ウェルセット



東京不動産業
健康保険組合

vol.293

2017

12



平成30年度
春季・婦人生活習慣病予防健診のご案内



本誌はホームページでもご覧いただけます

東京不動産業健保

検索



ttkenpo.or.jp

平成30年度

東振協・春季婦人生活習慣病 予防健診のご案内

お申し込みは、
PC・スマホから

※この健診は、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）へ業務委託をして行っています。

平成30年4月から7月にかけて、全国711カ所の公民館等の公共施設に移動検診車を配置して、婦人生活習慣病予防健診を実施します。この健診は、30歳以上の女性の被保険者・被扶養者を対象に、生活習慣病健診に乳がん・子宮頸がんの検査をセットにしたもので、育児や介護で長時間外出できない方には便利な健康診断です。



受診対象者

30歳以上の女性被保険者・被扶養者

ただし、30歳未満の方でも平成31年3月末までに30歳になる方は受診できます。

受診当日に健康保険の資格がない場合（被保険者の退職等で資格を喪失した場合など）は受診できません。

※平成30年度の春季婦人生活習慣病予防健診を受診されますと、平成30年度中（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）は、生活習慣病健診・人間ドックを受診することはできません。

※複数回受診された場合は、2回目以降の健保補助金相当額を返還していただきますのでご注意ください。

受診料金

無料（全額健保負担）

実施期間

平成30年4月～30年7月

申込締切日

平成30年1月16日（火）

※締切日を過ぎた場合は、秋季または契約医療機関での受診をご検討ください。

申込方法・実施会場

PCまたはスマートフォンで、実施会場をご確認のうえお申し込みください。

受診日等のお知らせ

3月より会場を担当する医療機関から「健康診断のお知らせ」（健診日時・問診票・会場案内図・検査容器のセット）がご自宅に送付されます。

検査項目

- ①問診 ②身体計測 ③血圧測定 ④胸部X線
- ⑤検尿 ⑥視力・聴力 ⑦胃部X線 ⑧便潜血反応
- ⑨心電図 ⑩血液検査 ⑪乳房診（超音波）
- ⑫子宮頸がん検査（希望者）

子宮頸がん検査について

会場一覧表でご確認のうえ、自己採取法・医師採取法のどちらか一方を選んでください。

※医師採取法は健診実施日とは別日に指定医療機関で実施する場合がございます。

※会場での健診を受けずに、子宮頸がん検査だけを受診することはできません。

再検査・精密検査の方

再検査・精密検査が必要とされた方は、健康保険証と健診結果をご持参のうえ、かかりつけの医師または専門医にご相談ください。

健診日・会場・キャンセル等

東振協・婦人健診専用ダイヤル 03-5619-5910

平日9:00～17:00

※各会場へのお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

当健保組合と東振協では、お申し込みいただいたみなさまの個人情報やプライバシーは、個人情報保護に関する関係法令を遵守し、安全、適正に取扱います。

なお、「個人情報保護への取り組み」については、ホームページに掲載しています。

健保組合ホームページ

<http://www.tfkenpo.or.jp>

東振協ホームページ

<http://www.toshinkyō.or.jp>

健診全般についてのお問い合わせ先

保健事業推進課 03-3343-2823（ダイヤルイン）



健保組合
ホームページ
「保健事業NEWS」
QRコード

健保組合ホームページ

→「保健事業NEWS」
→「春季婦人生活習慣病
予防健診のご案内」



東振協
QRコード



「医療費通知」を活用した医療費控除の添付書類の見直しについて

平成29年分の確定申告（医療費控除）手続きから、医療費等の「領収書」の提出は不要となり、「医療費控除の明細書」（※）の添付が必要となりました。

「医療費控除の明細書」の記載は、当健保組合発行の「医療費通知」を添付すると省略することができます。

しかし、医療機関等から当健保組合への医療費等の請求が、診療月から2カ月の期間を要すること、さらに、「医療費通知」作成作業までにプラス1カ月程時間を要することなどから記載内容は平成29年1月から9月までの診療分となり、1年間（1月から12月）の受診情報を記載することは困難となっております。

そのため、「医療費通知」記載に間に合わない平成29年10月から12月分までについては、税務署発行の「医療費控除の明細書」に記載のうえお手続きを行ってください。

なお、「医療費通知」の発行は、平成30年2月上旬を予定しています。

また、「医療費通知」を活用した医療費控除申告のQ&Aを1月中旬にホームページに掲載しますのでご確認ください。

（※）「医療費控除の明細書」、申告手続き等については、お住まいの税務署にご確認ください。

「医療費通知」に関するお問い合わせ先 給付係 03-3343-2805 (ダイヤルイン)
「確定申告」に関するお問い合わせ先 お住まいの税務署

被保険者および被扶養者のみなさまの住所管理が始まります

健保組合や国の機関がマイナンバーを利用した情報連携を進めています。健保組合では、自治体に課税情報・居住情報を照会することができるようになりますが、その際に「どの自治体に照会を行うのか」という宛先が必要となることから個人住所の管理を始めることになりました。

被保険者の方だけでなく、被扶養者の方の住所管理も必要となりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

また、住民票を移される場合は、お勤めの事業所を通じて健保組合へ住所変更のお手続きをお忘れなくお願いいたします。

詳細については、ホームページにてお知らせしておりますので、ご確認ください。

なお、今後は健診受診率の向上等に住所を活用することも検討しています。

お問い合わせ先 業務第1課 03-3343-2803 (ダイヤルイン)
業務第2課 03-3343-2825 (ダイヤルイン)

被扶養者資格の再確認(検認)を行います

健保組合では、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知に基づき、保険給付等の適正化を図るため、被扶養者資格の再確認を行います。みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

資格確認の対象となる方

- 配偶者
- 平成29年4月1日現在18歳・20歳・22歳の「子ども（養子を含む）」
※ただし、認定年月日が平成29年4月1日以降の方を除く。

被保険者のみなさまへ

- ①「健康保険被扶養者調書」（以下調書）をお勤めの事業所を通じて配付します。
- ②調書に記載されている内容を確認し、必要事項をみれなく記入のうえ、被保険者の氏名欄に署名・捺印してください。
- ③調書右面に記載されている必要な証明書類を添付のうえ、平成30年3月19日（月）までに事業所の健康保険事務担当者の方へ提出してください。

健康保険事務担当者の方へ

被扶養者資格の再確認についての「実施手順書」・「調書」等は、1月中旬に事業所分をまとめて発送します。「調書」および「証明書類」は各事業所でとりまとめていただき、平成30年3月30日（金）までに当健保組合に郵送にてご提出をお願いします。

なお、検認の詳細およびスケジュールについては、12月下旬頃にTFK Boardにてお知らせします。

お問い合わせ先 業務第1課 03-3343-2803 (ダイヤルイン)

平成28年度 特定健診・特定保健指導の状況報告

平成28年度当健保組合の特定健診の受診・特定保健指導実施結果がまとまりましたので、お知らせします。

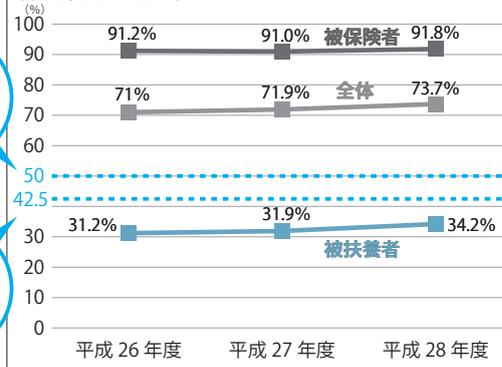
生活習慣病は自覚症状があまりないまま進行してしまいます。毎年必ず受診し、重症化する前に早期改善を図りましょう。

特定健診受診率 被保険者・被扶養者ともに受診率はUP！

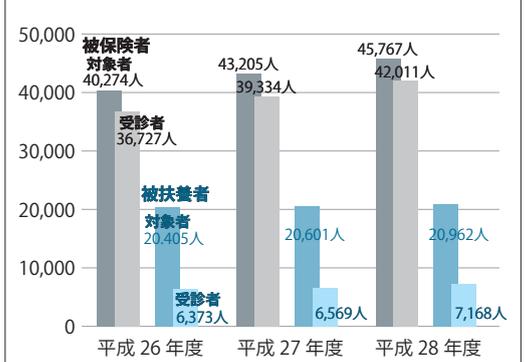
健診受診率は全体で見ると概ね良好です。これは、被保険者の受診率が91.8%と高いためで、被扶養者の受診は低迷しています。受診率UPには、被扶養者の受診率向上が必要です。

年度に1回の健康診断を必ず受けて、健康管理に努めましょう。今年度、まだ健診を受診していない方は、早めに受けましょう。

特定健診受診率



特定健診対象者・受診者数



特定健診・特定保健指導の受診率・実施率によって後期高齢者支援金の加算要件が見直され、来年度から、これまでより加算基準が厳しくなる予定です。

平成30年度の受診率から適用されるペナルティライン

平成29年度の受診率から適用されるペナルティライン



後期高齢者支援金にペナルティが加算されて、健保組合の支出がさらに増えると、みなさんから集める保険料が高くなってしまいかもれません。

特定保健指導実施率 被保険者・被扶養者ともに低い水準です！

特定保健指導実施率は極めて低く、被保険者・被扶養者ともに実施率の向上が大きな課題です。もし、このままの実施率で推移すると、後期高齢者支援金のペナルティが課されることとなります。

特定保健指導は、無料で専門家からの減量アドバイスを受けることができる絶好の機会です。該当された方はぜひお受けください。

特定保健指導実施率が、平成31年度までこのままで推移すると、「後期高齢者支援金」のペナルティライン5%を下回ることが予測されます。仮に実施率が2.5～5%未満の場合は6千万円、実施率が1.5～2.5%未満になると約1億2千万円が、通常の後期高齢者支援金に加算されることになります。

平成31年度の実施率から適用されるペナルティライン

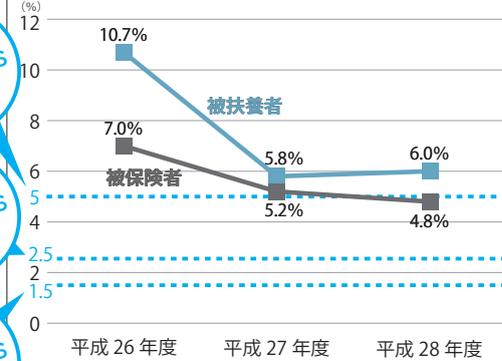
平成30年度の実施率から適用されるペナルティライン

平成29年度の実施率から適用されるペナルティライン

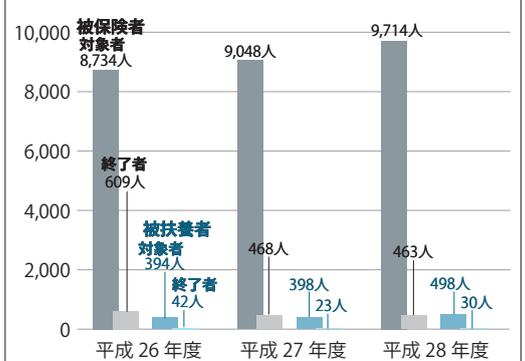


健康でいることは、家族にとっても会社にとっても一番大切なことです。保健指導を生活改善のきっかけにしてくださいね。

特定保健指導実施率



特定保健指導対象者・終了者数

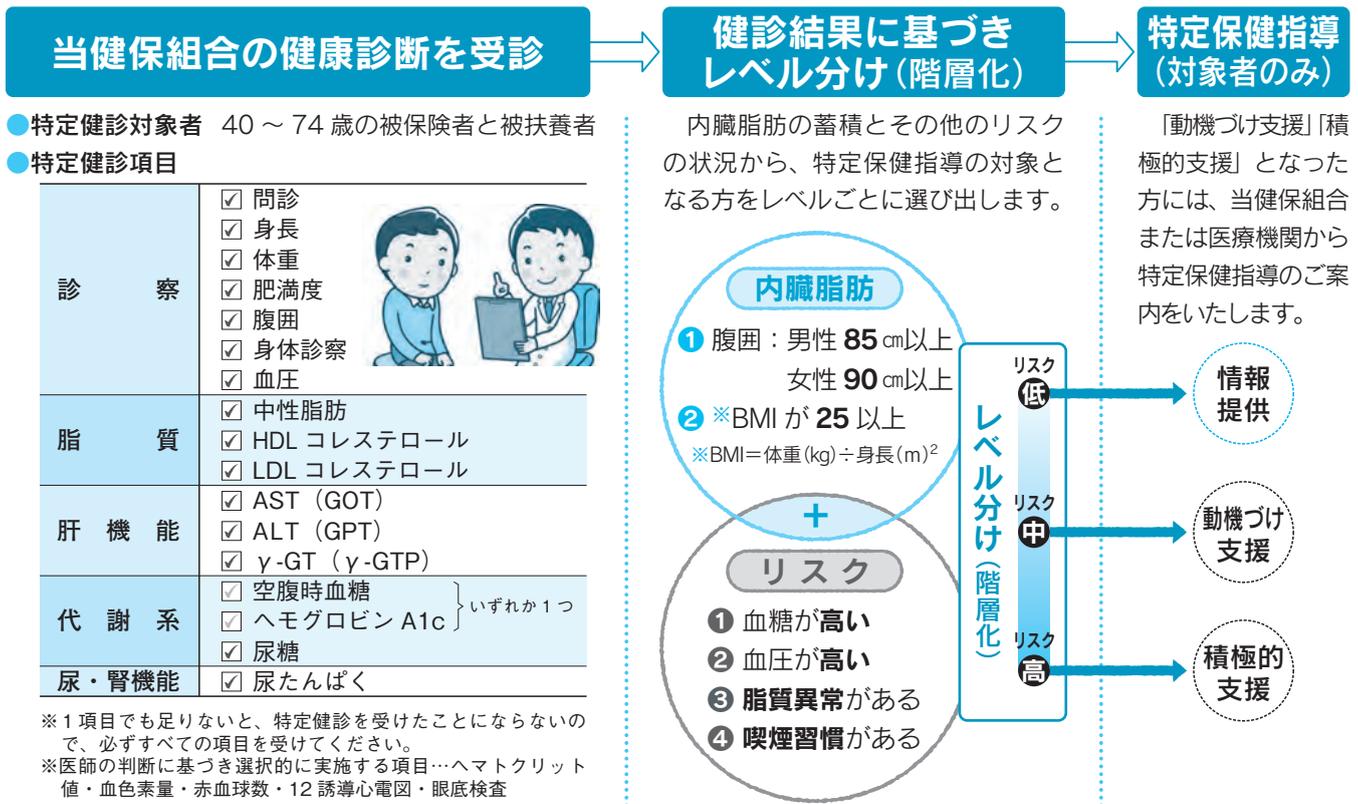


特定健診とは？

40歳～74歳までの被保険者および被扶養者の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を特定健診といいます。内臓脂肪の蓄積を把握することにより、糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病の予防または予備群を減少させることを目的としています。

当健保組合加入のみなさまは、生活習慣病健診、春季・秋季婦人生活習慣病予防健診、人間ドックのいずれかを受診していただくと、「特定健診」を受診したことになります。

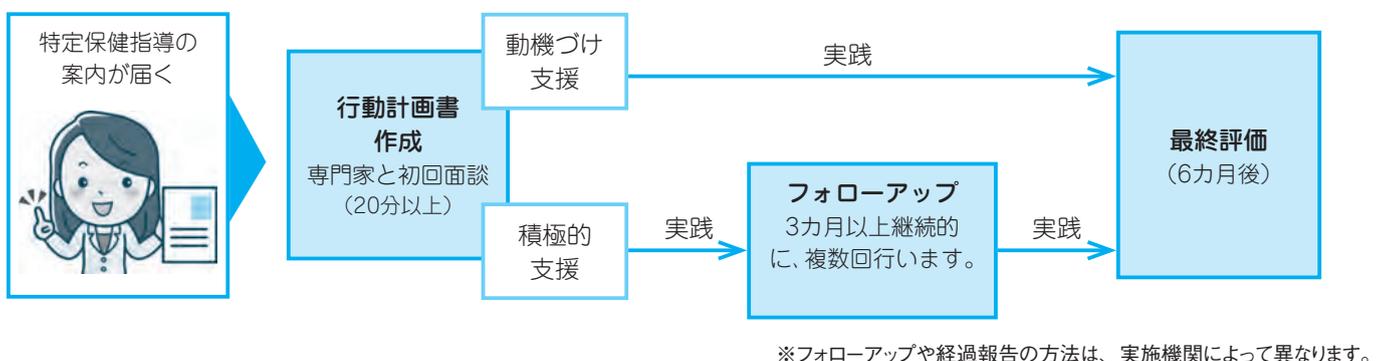
※「特定健診」のみの健診は当健保組合にはありません。



特定保健指導とは？

健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方で、生活習慣の改善により予防が期待できる方に対して、保健師、管理栄養士等の専門家と一緒に生活習慣を見直すサポートを行います。

「特定保健指導のご案内」が届いた方は、保健指導を受けていただきますようお願いいたします。



お問い合わせ先 保健事業推進課 03-3343-2823 (ダイヤルイン)

社会保険事務講習会を開催しました

去る10月13日(金)に、健康保険委員および健康保険事務担当者のみなさま114名にお集まりいただき、講演会ならびに事務講習会を開催いたしました。

講演会は、「改正個人情報保護法について」を牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰氏に、「健康経営の取り組みについて」を東京商工会議所 サービス・交流部担当部長 藤田善三氏よりご講演いただきました。講演の概要をご紹介します。

「改正個人情報保護法について」

牛島総合法律事務所
弁護士
影島 広泰 氏



❖ 個人情報保護法全体にかかる改正点

5月30日に施行された改正により、新たに「個人情報保護委員会」が設立され、これまでは事業所を管轄する所管省庁に分かれていた権限が、委員会に一元化されました。この委員会は立ち入り検査ができるなど大きな権限をもっています。

また、新たに「個人情報データベース提供罪」という罰則が導入され、個人情報データベース等を不正に提供したり盗用した場合に罰金が課されることになりました。

❖ 「個人情報」の定義に関する改正

改正により「個人識別符号」を含むものを「個人情報」となりました。「個人識別符号」とは、指紋や容貌など、生体認証に使われる個人の身体の一部の特徴による符号や、健康保険証の被保険者記号・番号など、対象者ごとに付される符号です。

また、「要配慮個人情報」が新設され政令で定められました。たとえば健康診断の結果や、ストレスチェックの結果、また医師の診察や調剤を受けたことなどは「要配慮個人情報」に該当し、特に取り扱いに注意が必要です。

❖ 「個人データ」の第三者提供について

個人情報を集め、検索できるように体系的にまとめた個人情報を個人データといい、これを第三者に提供するには本人の同意が必要です。ただし法令に基づく場合やオプトアウトの方法を用いたときは例外となります。また「委託」や「共同利用」は第三者提供にあたらぬので同意は不要です。

今回の改正ではトレーサビリティのため記録義務が定められました。個人データの提供側も、受領側も、提供年月日、提供先氏名等を記録することになります。さらに受領者は、提供者がデータを取得した経緯も確認して記録することになっています。ただし、提供者にとって個人データであっても、受領者にとって個人データに該当しない場合は、受領者には確認記録義務はありません。

また外国の第三者への提供についても本人の同意が必要となりました。

❖ 匿名加工情報の新設

特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、復元できないようにしたものを匿名加工情報といい、加工方法は個人情報保護委員会規則で定められています。この匿名加工情報は、本人の同意なく利用できることになっておりマーケティングなどへの活用が可能です。

「健康経営の取り組みについて」

東京商工会議所
サービス・交流部担当部長
藤田 善三 氏



❖ 健康経営とは

企業活動を行う中で、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法を「健康経営」といいます。

健康経営を実践するメリットは、①生産性の向上、②企業イメージの向上、③疾病等による労働損失の軽減、④事故や労災を予防する安全の観点からのリスクマネジメント、⑤健康経営を実施する事業所は、低利率ローンや融資などを受けられるというインセンティブもあります。

❖ 生産年齢人口の減少と従業員の高齢化で高まる健康経営の重要性

1995年には8,716万人だった生産年齢(15～64歳)人口は、2050年には4,113万人に半減すると推計され、実際に働いている労働力人口の平均年齢が高齢化しています。さらに、中小企業では年々人手不足問題が顕著になっており、新規採用が減って雇用延長による60歳代、70歳代の従業員が増えています。

このように、働く人の減少や高齢化を背景に、従業員の健康を維持して1人あたりの生産性を上げる健康経営が重要となっています。

❖ 健康経営の認知度の向上・普及

中小企業の実態調査によると、健康経営を実施済み・実施予定の企業と、いずれ実践したい企業の合計が9割を超え、潜在的なニーズも高いことがわかります。しかし、具体的に何をしたらよいか分からないという企業も多く、支援の必要性が明らかになっています。

❖ 日本健康会議の取り組みと東京での取り組み

日本商工会議所をはじめ日本医師会や健康保険組合連合会などの民間組織が連携する「日本健康会議」では、健康なまちづくり・職場づくりをめざして活動しています。東京では「健康企業宣言」として企業の健康経営をすすめています。これは、企業が健康企業宣言をし、銀の認定と、金の認定の2段階に分けて健康経営をすすめる制度です。

また、東京商工会議所では「健康経営アドバイザー制度」を行って、健康経営アドバイザーが企業の健康経営を支援しています。

ぜひみなさんに健康企業宣言をしていただけることを祈念し、一緒に健康経営をすすめていきたいと思っています。

※「健康経営」は特定非営利法人健康経営研究会の登録商標です。

第5回

フットサル大会結果報告

日時 予選 平成29年10月18日・25日
 決勝 平成29年11月1日
 (各日水曜日)
 会場 フットサルステージ多摩
 参加 44チーム

大会データ

第5回フットサル大会は、
明和地所ARチームが優勝!です。
2連覇おめでとうございます。

お忙しいなかご参加くださった選手のみなさん
 本当にお疲れさまでした。



1位~4位 決勝戦

決勝(順位決定)戦結果

※決勝リーグ各ブロック1位vs.1位・
 2位vs.2位で順位を決定

チーム名	順位
明和地所 AR	優勝
青山メインランド B	準優勝
エフ・ジェー・ネクスト A	3位
トーシン F.C A	4位

第5回 優勝チーム 明和地所ARチーム



優勝インタビュー

まずは今回優勝し、チームとして2連覇を達成できたことを大変嬉しく、また光栄に思います。

大会期間中だけではなく、今大会に臨むにあたり年齢や部署の垣根を越えて1つの目標に向かって取り組んだという経験は今後の業務にも通ずるものであると感じました。来年もまたこの場に戻ってくるために、まずは一意専心、日々の業務

に邁進したいと思います。

最後に、今回素晴らしい大会にさせていただいた参加チームの皆様、そして運営していただいた健保組合の皆様へ厚く御礼申し上げますとともに、来年以降もまた熱い戦いができることを楽しみにしたいと思います。ありがとうございました!

明和地所AR

予選リーグ戦 結果

※全試合6分ハーフ(6-1-6:ランニングタイム)

※各ブロック優勝の8チームと1・2日目、各日の最高勝率の2位チーム(ワイルドカード)が決勝リーグに進出。



1 日 目	Aブロック		Bブロック		Cブロック		Dブロック				
	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位			
a	Beans A	1位	a	グランヴァン FC	1位	a	エフ・ジェー・ネクスト A	1位	a	明和地所 AR	1位
b	明和地所 SE	2位	b	トーシン F.C A	2位	b	アシスト	2位	b	東栄住宅グループ A	2位
c	トーシン F.C B	3位	c	明和地所 PO	3位	c	FC ポルンガ	3位	c	(株)エイシンコーポレーション	3位
d	青山メイン企画	4位	d	FC.t.Yuraku.RESC	4位	d	D.d. ハウスメイト	4位	d	エフ・ジェー・ネクスト B	4位
e	住宅情報(株)サッカー部 B	5位	e	住宅情報(株)サッカー部 A	5位	e	AR-Tech チーム T	5位	e	Lazo Yokohama	5位
f			f	Beans B	6位				f	AR-Tech チーム K	6位

2 日 目	Eブロック		Fブロック		Gブロック		Hブロック				
	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位			
a	オークラヤ住宅(株)	1位	a	青山メインランド B	1位	a	東 都	1位	a	飯田 FC	1位
b	青山メインランド A	2位	b	タウングループ A	2位	b	FC.OWLETS A	2位	b	グローバル・リンク・マネジメント	2位
c	ハウスプラザ B	3位	c	スターツグループサッカー部	3位	c	スミカ FC	3位	c	アイディホーム	3位
d	タウングループ B	4位	d	ハウスプラザ A	4位	d	INTELLEX	4位	d	THG	4位
e	日本リアライズ B	5位	e	ジェイレックス・コーポレーション	5位	e	山万サッカークラブ	5位	e	かなFC	5位
f			f	日本リアライズ A	6位	f	FC ラフォーレ	6位			

決勝リーグ戦 結果

※全試合6分ハーフ(6-1-6:ランニングタイム)

※決勝リーグは右の10チームを2つに分け5チーム・5チームの決勝リーグを行いました。

Aブロック		順位	Bブロック		順位
a	青山メインランド B	1位	a	明和地所 AR	1位
b	トーシン F.C A	2位	b	エフ・ジェー・ネクスト A	2位
c	東 都	3位	c	グランヴァン FC	3位
d	Beans A	4位	d	タウングループ A	4位
e	オークラヤ住宅(株)	5位	e	飯田 FC	5位

家庭用常備薬割引|斡旋について

健保組合の補助は
ありません!



当健保組合では、本年度も保健事業の一環として健保組合から補助のない割引価格斡旋を実施します。夏に行っている補助付斡旋とは違い、薬品購入費等はすべてお申込者の自己負担となりますが、割引価格は市販価格に比べて魅力的なものとなっておりますので、みなさまこの機会にぜひご利用ください。

★申込方法等の詳細は……

事業所を経由して1月上旬に配付される「家庭用常備薬割引|斡旋のお知らせ」または、当健保組合ホームページをご覧ください。

[健保組合ホームページ](#) → [「保健事業NEWS」](#) → [「家庭用常備薬割引|斡旋のお知らせ」](#)



健保組合ホームページ
「保健事業NEWS」

東振協主催

平成29年度 東京総合健保ミニマラソン大会の中止について

平成30年3月4日(日)に「大井ふ頭中央海浜公園」において開催を予定しておりましたが、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に伴う工事により急遽会場が使用できなくなり、代替会場の確保等も困難なことから、開催を中止することになりました。



Wellset

事務局 だより

次回の『ウェルセット』は3月中旬に発行します。

年末年始の事務 取り扱いについて

年末年始の業務は、下記のとおり取り扱いさせていただきます。なお、各種届出等は、お早めにご提出いただきますようお願いいたします。

年末

★一般業務

平成29年12月28日(木)午後5時まで

★現金給付のお支払い

平成29年12月4日(月)までに受付した諸請求書は、内容の不備または調査を要するものを除き、平成29年12月27日(水)までにお振り込みいたします。

★付加給付のお支払い

平成29年12月21日(木)に指定の口座にお振り込みいたします。

年始

★一般業務

平成30年1月5日(金)
午前8時50分から

自動音声案内を10月2日から導入しました

TEL 03-3343-2800 (代表)

受付時間：午前8時50分から午後5時まで(土・日・祝祭日および年末年始を除く)
自動音声案内に従って、以下の通りお進みください。

※「ダイヤルイン番号」は、担当部署に直接つながります。

番号	業務内容	部署名 ダイヤルイン番号	
1	被保険者の資格取得・喪失・証明、家族の扶養認定、保険証の手続き、納入告知書等保険料に関する事、市区町村からの資格確認など	業務第1課適用係 03-3343-2803	
2	退職後の任意継続保険の手続き、マイナンバー、電子申請に関する事	業務第2課適用係 03-3343-2825	
3	病気や出産による休業・立て替え払いなど各種保険給付金の申請、「限度額適用認定証」の交付、交通事故などの健康保険の使用等に関する事	給付課給付係 03-3343-2805	
4	健康診断、特定保健指導、健康企業宣言、家庭常備薬、インフルエンザ予防接種補助、広報誌「ウェルセット」・ホームページ等広報に関する事	保健事業推進課 03-3343-2823	
5	その他の部署・担当部署が不明な方	協会けんぽ等から当健保組合への加入に関する事	編入推進課 03-3343-2807
		口座振替、振込口座および入金に関する事	会計課 03-3343-2802
		事業所保険料の納付に関する事	渉外課 03-3343-2804
		医療費の返還、診療報酬明細書(レセプト)の開示等に関する事	給付課審査係 03-3343-2806
		システムに関する事	企画課 03-3343-2818
	役員・諸会議等に関する事、各担当部署に属さないこと	総務課 03-3343-2801	
6	もう一度お聞きになりたい方		

★ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ご利用時間帯によっては、電話が大変混み合い、お電話がつながりにくい場合がございますのでご了承ください。
- ・自動音声案内の内容および部署番号は、追加・変更させていただく場合がございます。

事業概況

平成29年
10月末現在

事業所数



1,423社

被保険者数



男 80,809人
女 39,572人
計 120,381人

被扶養者数



84,363人

ご家族あわせて



204,744人

平均標準報酬月額



376,035円

東京不動産業健康保険組合

平成29年12月5日発行

発行所 〒163-1305 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー5階 私書箱1600号
お問い合わせは… TEL.03(3343)2800(代表)